

答 申 第 1 号
令和2年7月30日

芦屋市固定資産評価審査委員会
委員長 平井 信二 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 島 田 茂

芦屋市情報公開条例第16条第3項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成30年7月30日付け芦固審第25-4号による下記の諮問について、以下の
ように答申します。

記

「平成28年度に実施された「阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会」に係
る次の文書及び記録，1開催市から芦屋市審査委員会に交付された上記連絡協議会資
料」についてなされた平成30年4月12日付け公文書不存在決定処分に対する審査
請求に関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市固定資産評価審査委員会（以下「実施機関」という。）が、平成28年度に実施された阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）において開催市が実施機関に交付した連絡協議会資料に関する公文書公開請求について平成30年4月12日付けで芦固審発第3-2号公文書不存決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったことは妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件処分を不服として、平成30年7月3日付けで処分の取消しを求める審査請求を行ったものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 連絡協議会資料が公文書か否かについての判断根拠及び公文書扱いするか否かの判断基準とその権限について明確な説明を求めること。
- (2) 連絡協議会資料は、過去には、実施機関において、公文書として保存されていること。
- (3) 翌年の平成29年は、芦屋市が連絡協議会の当番市となっており、準備のために過去の資料を参考にするのが常識であるため、平成28年度の連絡協議会資料は保存されているはずである。
- (4) 実施機関は、(2)及び(3)の事実があるにも関わらず、該当資料を公文書として認めない目的と法的根拠の明示を求めること。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書において主張している内容は、次のように要約される。

連絡協議会は阪神9市で構成する任意団体であるため、連絡協議会資料は公文書として保存する必要はないとして、平成28年度までは廃棄していた。そのため、請求対象文書については現存しない。

なお、これまでの審査会の答申を踏まえ、平成29年度以降の連絡協議会において開催市から実施機関に交付された連絡協議会資料については、取扱いを変更し、保存年限1年の公文書として保存することとしている。

第4 審査会の判断

実施機関は意見書において、平成28年度までの連絡協議会資料は、公文書として取り扱っておらず、すでに廃棄し、現存していないと主張している。

本審査会としては、翌年の平成29年度には芦屋市が開催市となるにも関わらず、請求文書を公文書として取り扱わず廃棄したという実施機関の主張には納得できないものの、実施機関の説明に矛盾はなく、認めざるを得ない。したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、本審査会は、実施機関に対し、平成26年度答申第1号、平成28年度答申第2号及び第3号並びに平成30年度答申第2号において、連絡協議会資料は、公文書として取り扱い、適正に保存されるべきものであることを指摘し、平成29年度からは、実施機関が連絡協議会資料を公文書として取り扱い、保存年限を1年間としていることを確認しているが、引き続き適正な文書の管理及び保存が行われることを望む。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年7月30日	諮問書の受理
平成30年9月19日	第1回審議
平成30年10月18日	第2回審議
平成31年2月26日	第3回審議
平成31年4月10日	第4回審議
令和元年6月7日	第5回審議
令和元年8月22日	第6回審議
令和元年9月18日	第7回審議
令和元年10月18日	第8回審議
令和元年11月18日	第9回審議
令和2年1月24日	審査請求人意見陳述 第10回審議
令和2年3月24日	実施機関意見陳述 第11回審議
令和2年7月30日	第12回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
島田 茂	甲南大学名誉教授	会 長
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科教授	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	